

街の賑わいづくりを支援します！

補助の概要

商店街等が実施する賑わいづくりのための
イベントや事業の経費の一部を助成します。

令和7年度
前期
6月20日
申込締切

補助対象者

商店街・市場の組合等



補助対象事業

商店街の賑わいづくり事業（賑わいづくりのイベント、商店街マップ作成など）
※同一年度内の申請は1団体1回のみ

補助対象経費

広告宣伝費、報償費（旅費含む）、会場関係費、委託費、
事務費、工事費など

※販売目的の商品購入費、イベントの景品、飲食代、備品
等の購入、

商店街等及び協議会等の構成員に対する役務経費等は補助対象外



補助率・上限額

補助率：50%以内 補助限度額：50万円

※要望団体が多数の場合、補助額を調整させて頂く場合があります。

募集期間など

前期

◆募集期間：6月2日（月）～6月20日（金）

◆面接審査：7月4日（金）

◆7月12日（土）～10月31日（金）の間、
市内で実施されるイベントや事業

後期

◆募集期間：9月29日（月）～10月10日（金）

◆面接審査：10月中旬～10月下旬予定

◆11月1日（土）～2月15日（日）の間、
市内で実施されるイベントや事業



<問い合わせ先>

北九州市 産業経済局 サービス産業政策課

TEL 582-2050

FAX 591-2566

補助金交付手続きの流れ

商店街等

にぎわいづくりをしたい！！

事業計画書等の提出

募集期間

6月2日～6月20日（前期）

9月29日～10月10日（後期）

面接審査

7月予定（前期）

10月予定（後期）

採択通知

申請書提出

補助金交付決定

イベント実施

7月12日～10月31日（前期）

11月1日～2月15日（後期）

実績報告書の提出

※事業終了日から

20日以内

補助金額の確定・交付

面接審査前 に、事業計画書の提出が必要となりますので

早めのご相談 を、お願いいたします。